

第 5 回統計作成プロセス部会の審議の状況及び結果について(報告)

[統計作成プロセス診断の方針(フレームワーク)及び要求事項の取りまとめ]

1. 統計作成プロセス診断の「方針」(フレームワーク)

【審議結果】

令和 5 年 6 月 6 日の第 5 回統計作成プロセス部会において、要求事項等検討タスクフォースにおける議論・検討等を踏まえ提示された、統計作成プロセス診断の方針(フレームワーク)案(資料 6 - 2)を審議。審議の結果、当案は**適当**とされ、部会としてこれを**了承**した。

【主な意見】

- 統計作成プロセス診断の役割の一つである「診断を通じて把握された改善事例などの好事例の、総務省を通じた府省横断的な横展開」について、好事例だけでなく、課題も適宜、横展開していく必要があるのではないかと考える。
その際、診断目的が「統計作成府省による自立的・主体的な P D C A サイクルの取組を一層促進すること」であることを踏まえ、課題の横展開が成績評価的・懲罰的なものとならないよう(取扱い・運用を)工夫し、各府省における気づき・改善のための活用事例として横展開している旨を各府省に周知していくことが大切ではないかと考える。
- 方針において「総務省は、持続可能な診断の実施体制の確保に努める」こととされていることについて、統計監理官として実際に診断に携わり、情報整理等の診断実施上の負担が大変大きいことを実感した者としては、体制の充実の必要性等について、方針として目に見える形にしたことは意義があると考えます。
- 診断は、各府省が自身の統計作成プロセスを標準化し、それを確実に実行し、改善していくことのお手伝いをするものだと考える。各府省は、診断を契機に何か一つでも得てもらいたいし、受けるという受動的な姿勢ではなく、むしろ前向きに何かを得てやろうという気持ちで取り組んでももらいたい。
- 診断はこれから本格実施を目指していくことになる。統計作成プロセスの水準向上のためのマンパワーには限界があり、システム化が不十分な統計も多いと思われるので、e-Survey、e-Stat を含め、政府統計共同利用システムの活用を進めていくことが重要と考える。政府共通システムの各種機能はこの先もブラッシュアップされていくと見込まれるので、診断を通じてシステム化・デジタル化を進めていけば良いと考える。

2. 統計作成プロセス診断の「要求事項」

【審議結果】

令和5年6月6日の第5回統計作成プロセス部会において、要求事項等検討タスクフォースにおける議論・検討等を踏まえ提示された、統計作成プロセス診断の**要求事項の修正案**(資料6-3)を審議。審議の結果、当案は**適当**とされ、部会としてこれを**了承**した。

【主な意見】

- 統計作成プロセス診断の要求事項について、今回の修正は、国土交通省所管統計調査への診断の先行実施を踏まえた修正、既存の記載や用語の明確化・詳細化により誤解や解釈の紛れをなくす方向での修正、「診断のポイント等」欄の記載の充実、が主要な変更点との説明であったが、このような要求事項の改善・充実については、今後の診断の本格実施状況も踏まえて、引き続き進めていく必要がある。
- 要求事項の記載の粒度について、全体の項目数を多く複雑にすると分かりにくくなってしまいうため、いかに簡潔にするかが重要であると考え。今回の修正案は一定の粒度におさめることに腐心した案だと思う。記載の粒度を上げると診断側の能力も必要になることから、現時点では「診断のポイント等」欄の記載を充実させていくことが重要であると考え。
- 集計のロジックの全てをシステムに落としているにもかかわらず、それを可視化するための文書が残されていないような場合にどう対応するか。例えば標本抽出をシステム化している場合、そのロジックを誰かが見られる、検証できるようにすることは、ミスを防ぐためのポイントだと思う。これらは、診断や統計監理官のなかで確認していくべきものと考え。(統計作成プロセスにおいて、記録を残すことと組織内での情報の共有の双方を意識しておくことが必要だと思う。)
- 要求事項にあらゆる事項を詳細に盛り込むことは困難と考える。したがって、要求事項は、外部モジュール的に、例えば、「システム構築・活用」や「民間事業者の活用」(やセキュリティ対策等)のように外部で定めているもの(ガイドライン等)があれば、そちらに任せる構成となっており、要求事項自体は簡潔に分かりやすいものとなっている。
ただし、その外部資料(ガイドライン等)があまり更新されていない状況だということであれば、留意すべきは、こうした附随資料を常に確認し、要求事項とセットでバージョン管理していくことであると考え。統計作成プロセス診断自体の改善の一環として、各モジュールについても改善のプロセスに組み込んでいくことを踏まえて進めていく必要があると考える。

(以上)

統計作成プロセス部会・TFの議論及び統計作成プロセス診断の活動状況

参考

区分	統計作成プロセス診断 先行実施	部会、要求事項等検討TF等 〔統計作成プロセス診断の 「方針」・「要求事項」検討等〕	統計作成プロセス診断の「方針」・「要求事項」に係る議論
令和4年 10月	対象：国土交通省所管 2基幹統計 ・建設工事統計 ・建築着工統計	10/31 第4回部会 (11/10 第11回 各省WG開催)	◆ 令和4年8月の統計委員会建議を踏まえた 要求事項 の改善・充実の方向性について審議。 ◆ 要求事項等検討TFにおいて更に要求事項の検討を進め、令和4年度中に先行実施を行った上で、その結果を踏まえ、 部会として最終的な方針や要求事項の取りまとめ を行うこととされた。 (第4回部会)
11月		11/21 第9回TF (11/21 第9回TF)	
12月	資料等精査 論点整理	【議題】(11/21 第9回TF) 1. 統計作成プロセス 診断の 要求事項 の改善・充実について 2. 統計作成プロセス 診断の 先行実施 について 3. その他	【主な意見】 (第9回TF) ◆ 統計作成プロセス診断の 要求事項 の改善・充実として、建議で 業務マニュアルの整備 が掲げられているが、業務マニュアルは作れば良いというものではなく、これに従って業務を行うため、 活用しやすくなっていることが必要 であり、診断の視点として、 分かりやすさや視認性 (例えば一覧性や検索性)なども確認するポイントになるのではないかと。 ◆ 統計作成プロセス診断の 基本方針 の 主要項目 (目的、実施方法、結果の取扱い等)をできるだけ早く 文書化 することが望ましい。
令和5年 1月			
2月	国交省、東京都 ヒアリング	3/20 TFメンバーによる方針 及び要求事項の議論	【主な意見】 ※方針等策定後も見据えた今後の運用面でのアドバイスを含む。(第10回TF) ◆ PDCAサイクルの定着が形式化・形骸化に変質しないよう、 診断自体も改善 していき、力量や基準文書、 方針や要求事項も見直し・改善を継続 していくことが大切。特に後者は常に改定が必要である。 ◆ 診断に当たっては、よりよい改善に向け 統計監理官(総務省)と各府省の双方が率直に意思疎通を重ねられる関係性が大切 。各府省には、 診断を重く受け取らず、気軽に、前向きに改善を考え、臨んでいただきたい 。
3月			
4月	結果取りまとめ等	4/27 TFメンバーによる方針 及び要求事項の議論	【議題】 1. 統計作成プロセス診断の 「 方針 」案について 2. 統計作成プロセス診断の 「 要求事項 」修正案につ いて 3. その他 (5/24 第10回TF) (6/6 第5回部会)
5月			
6月	(予定) 国土交通省への 診断結果の通知	6/6 第5回部会 (5/24 第10回TF) (6/6 第5回部会)	【主な意見】 (第5回部会) ※同上 ◆ 今後、 要求事項の改善・充実 においては、 要求事項自体のほかに、システムや民間の活用等 に関し引用している外部資料(ガイドライン等)も、 陳腐化していないか、その更新状況を常に確認し、ドキュメント一体として管理・改善を進めていくことが重要 である。